

11月は「滞納整理推進強化月間」です

市税等の納め忘れはありませんか。

市民の皆さんが納付する市税や保険料、使用料などは、防災や福祉、教育など身近な行政サービスや事業を実施する上での大切な財源です。

須崎市では、5月と11月を「滞納整理推進強化月間」と定め、市税等の納付について啓発を行うとともに、未収金の解消を目指して取り組みを強化しています。

市税を滞納すると

納期内に納めない人がいると、納めた人との公平性を欠くばかりでなく、須崎市の財政運営に影響し、行政サービスの支障になります。そのため、須崎市では、滞納整理を強化しています。

納期内に納めない人には督促状を送付し、納付を促して

いますが、それでも納めない人に対しては、財産の差し押さえなどの滞納処分を実施しています。滞納処分は、督促状を送付した日から10日を経過すると行うことになっていきますのでご注意ください。

また、市税の納付が納期から遅れた場合は、納期限の翌日から1カ月を過ぎるまでの期間は年率7・3%以内、それ以降は年率14・6%以内の「延滞金」を納めていただく必要があります。

市税等の納付相談を

市税等の滞納に対しては、滞納処分だけではなく、国民健康保険税では病院での全額負担、介護保険料では介護サービスの利用制限、水道料では給水の中止など、様々な行政サービスの利用が制限されます。

また、滞納することにより、社会的信用を失うことにもなりかねません。

市税等の納付についてなんらかの事情で納期内の納付が困難な人は、納付方法についてそれぞれの担当課で相談してください。

今後も市税や保険料、使用料などの納期内納付にご協力ください。また便利で安心な銀行口座からの口座振替をぜひご利用ください。

平成25年度 一般会計歳入決算額

歳入 143億円	
市税	そのほか
27億7千万円	115億3千万円
19%	81%

市税は歳入全体の約19%を占めており、市が行う行政サービスのための重要な財源です

税務課 収納係

☎42・1291

官公庁オークション

土地付き建物 インターネット公売のご案内

公売物件の概要

- 現況……………店舗・旅館 鉄骨造スレート葺3階建
- 所在地および住居表示……須崎市安和字亀ノ久保918番1
- 入札参加申込期間
11月5日(水) 午後1時～11月18日(火) 午後11時
- 入札期間
11月25日(火) 午後1時～12月2日(火) 午後1時
- 見積価額:5,800,000円 ■公売保証金額:580,000円



公売物件の外観

※詳細は、須崎市ホームページのトップページから「官公庁オークション インターネット公売(バナー)」に進んでいただくと、ご確認ください。

税務課 収納係

☎42・1291

税金のおはなし No.28

償却資産にかかる固定資産税のこと その④ 少額の減価償却資産

次の減価償却資産については、固定資産税の課税対象となりません。

- ①取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの
- ②取得価額20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもの

※青色申告をする中小企業者が租税特別措置法を適用して取得した30万円未満の減価償却資産は、固定資産税の課税対象。

償却資産について 税務課 資産税係 ☎42・1291

11月の納税・保険料

固定資産税4期 国民健康保険税5期
後期高齢者医療保険料5期

12月1日(月)までに納付してください。
また、便利な口座振替をご利用ください。